

図書館法の一部改正に伴う北広島市図書館条例の見直しについて

北広島市教育委員会教育部文化課

1. 趣旨

平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号。以下「地域主権第2次一括法」という。)において図書館法が一部改正され、委員の任命の基準は地方自治体の条例において定めることとなったことから、北広島市図書館条例を次のように改正する。

改正案	現行
(協議会の組織) 第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 <u>委員は、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱する。</u> (1) <u>学校教育関係者</u> (2) <u>社会教育関係者</u> (3) <u>家庭教育の向上に資する活動を行う者</u> (4) <u>学識経験者</u> 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。	(協議会の組織) 第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。 3 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(参考)文部科学省で定める参酌基準

図書館法施行規則の一部を改正する省令案の概要

【改正の概要】

公立図書館に置かれる図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定める際、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することを参酌すべき基準とすることとする。

改正案	現行
<p>第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に關し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>	<p>第十五条 図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。</p> <p>第十六条 図書館協議会の設置、その委員の定数、任期その他必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。</p>